

# ダイオキシン類測定業務の委託実施方法に関する指針

平成14年4月1日施行

平成14年4月15日改正

浜松市環境部

## 1 趣旨

この指針は、浜松市環境部が発注するダイオキシン類濃度の測定業務を委託するにあたり精度管理等の必要な事項を定める。

## 2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、本条文中の一般環境大気、降下ばいじん、公共用水域水質、地下水質、土壌、底質、野生生物、水生生物、排出ガス、ばいじん、排水、焼却灰及びその他の燃え殻、食事試料、水道原水及び浄水、食品、血液又は母乳の定義は、環境省の「ダイオキシン類の請負調査の受注審査制度」に定めるところによる。

### (1) 環境計量

ダイオキシン類に関する測定項目のうち、一般環境大気、降下ばいじん、公共用水域水質、地下水質、土壌、底質、野生生物、水生生物、排出ガス、ばいじん、排水、焼却灰及びその他の燃え殻をいう。

### (2) 資格名簿登録者

浜松市の「物品の購入等に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（以下「指名等に関する要綱」という。）」第5条の規定による物品購入等入札参加資格者名簿又は「工事請負契約等に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱」第5条の規定による建設工事入札参加資格者名簿に登載している者をいう。

### (3) 認証機関

環境省が認めているダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査受注資格審査認証機関をいう。

### (4) 食事等

ダイオキシン類に関する測定項目のうち、食事試料、水道原水及び浄水又は食品をいう。

### (5) 血液等

ダイオキシン類に関する測定項目のうち、血液又は母乳をいう。

### (6) 業者選定委員会要綱

浜松市環境部調査・設備保守等委託業務業者選定委員会要綱をいう。

### 3 入札参加資格者

入札参加資格者は、測定委託するダイオキシン類に関する測定項目に応じて、原則として次に定める者とする。ただし、特別な理由がある場合についてはこの限りでない。

#### (1) 環境計量

平成14年度

資格名簿登録者であり、かつ、次のいずれかの事項に該当する者

ア 委託しようとしている環境計量に関する測定項目の全工程における認証機関である者

イ 委託しようとしている環境計量に関する測定項目の試料採取又は試料採取以外の工程のどちらか一方においての認証機関であり、かつ、認証資格外である工程についても他の認証機関に分業することができる者

平成15年度以降

資格名簿登録者であり、かつ、計量法に定められている認定機関の認定を受け、かつ、業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けている者であること。

#### (2) 作業環境

資格名簿登録者であり、かつ、次のいずれかの事項に該当する者であること。

認証機関であって、作業環境の全工程における認証機関である者

作業環境の試料採取又は試料採取以外の工程のどちらか一方においての認証機関であり、かつ、認証資格外である工程についても他の認証機関に分業することができる者

#### (3) 食事等

資格名簿登録者であり、かつ、次のいずれかの事項に該当する者であること。

委託しようとしている食事等に関する測定項目の全工程においての認証機関である者

委託しようとしている食事等に関する測定項目の試料採取又は試料採取以外の業務のどちらか一方の工程の認証機関であり、かつ、認証資格外である工程についても他の認証機関に分業することができる者

#### (4) 血液等

資格名簿登録者であり、かつ、血液等に関する測定項目においての認証機関である者であること。

### 4 入札参加者の指名定数

指名定数は、指名等に関する要綱第10条及び業者選定委員会要綱に基づく数とする。ただし、委託業務内容により入札参加資格者が指名定数に満たないときは、この限りでない。

## 5 指名の選定方法

指名の方法は、3の規定に基づき選定した入札参加資格者の中から、4の規定に基づく指名の数を指名等に関する要綱第8条に基づき選定するものとする。

## 6 指名選定結果の審議

5の規定に基づき選定した指名選定の結果は、業者選定委員会要綱に定める浜松市環境部調査・設備保守等委託業務業者選定委員会にて審議を得なければならないものとする。

## 7 入札価格の設定

入札予定価格は、測定機関の見積もり、本市の入札実績及び他自治体における入札実績等を考慮して算出するなど、市場価格にあった適正な価格を設定するものとする。

## 8 精度管理

(1) 委託業務担当者は、委託に際して「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成12年11月14日、環境省）」、「ダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針（平成13年3月30日、環境省）」、「ダイオキシン類のデータ解析（浜松市保健環境研究所作製資料）」等をもとに、精度管理上、実施及び注意すべき事項等を仕様書へ明記するよう努めるものとする。

(2) 委託業務担当者は、責任を持って委託業者より提出された報告書を審査し、問題が認められた場合には、再測定の実施や追加説明を求めるなど必要な措置を講じるものとする。

(3) 各所属長は、職員をダイオキシン類に係る研修や講習等へ参加させるよう努め、その資質の向上を図るものとする。

## 9 指名の停止等

物品の購入等の競争入札に参加することができる資格を有する者、若しくはその役員又は使用人等が物品の購入等に関して事故を起こし、若しくは不正行為を行い、法令等に違反し、「浜松市物品の購入等に係る入札参加資格者に対する指名停止措置要綱」により指名停止等がなされた場合は、同要綱に規定にしたがって処理するものとする。

## 10 部内各所属機関の上乗せ仕様の実施

本指針は、ダイオキシン類測定業務を委託するにあたり、部内の統一化を図るための基本的事項について定めたものであり、部内各所属機関は、必要に応じて本指針に定めている内容以上に上乗せすることができる。

附則

適用期日

この指針は、平成14年4月1日から適用する。

附則

適用期日

この指針は、平成14年4月15日から適用する。